

問 被災滞納者の補助事業除外の変更は

答 住宅修繕補助金要項の変更しない



加藤亮輔議員

【神城断層地震について】

問 被災者支援の住宅修繕工事補助事業で、滞納している人を除外している点は納得出来ない。国や県が被災者支援で滞納者を排除する例はない。見直すべきでは。

村長 村の補助金交付に関する基本的な方針に沿っているので、変更するつもりはありません。

問 滞納者は延滞金を払い、強制執行もされる。災害支援からなぜ除外するのか。

課長 被災者支援ではあるが、税の徴収もあわせて制度設計するのが村の補助制度の根幹です。

問 ハザードマップに1次避難所23カ所、2次避難所10カ所が指定されている。耐震診断に合格していない施設数は。

総務課長 13施設あります。

問 新田・切久保はいずれも耐震診断に合格していません。佐野・沢渡の避難所はスノーハープだが、行くのに大変。早急に6カ所程度整備が必要。地域住民と一緒に避難所建設計画を作るべきでは。

村長 そのようなことも考えなければなりません。

村長 震災復興公営住宅の考えと着工は。

村長 27年度で建設地や規模等の検討及び設計を行い、28年の降雪前までに完成予定です。

問 一部損壊世帯も同時に解体・撤去できないか。

住民課長 公費での解体は一定の線引きが必要です。一部損壊は個人負担で、村の行程でやりたい希望があれば相談に応じます。

問 一部損壊が「一番割に合わない」との声を聞く。費用についても支援すべきでは。

村長 課長の説明の通りで、村でやるとすれば相当の金がかかります。

問 農地の改修は国と村で全額補償。住宅も支援策を考えてほしい。農地に新築する場合に、地目変更など、県との調整は進んでいるのか。

農政課長 具体的要望は聞いていますが、県とは情報交換しています。地震での特例はありません。

問 知恵を絞って要望に応えていただきたい。復興村営住宅は、1カ所にまとめて建設するのではなく、元の地域とコミュニケーションが取れる場



避難所の耐震化は

所に建設すべきと思うが、検討は。

建設課長 白紙の状態です。建設戸数の把握を踏まえて検討していきます。

問 消防団に明るいヘッドランプ、防火手袋、消防車に投光機、10t油圧ジャッキ、チェーンソー等の常備が必要では。

総務課長 装備については今後検討していきます。

【村長公約について】

問 組織活性化の源は働く人である。職員、嘱託、臨

時、公社准職員など複雑な雇用形態の改善策は。

村長 定数の問題もあるが、臨時職員が正職員になる道を探ります。

【緊急支援交付金について】
問 地域消費喚起・生活支援型には、低所得者等への生活支援事業も含まれるが、なぜプレミアム商品券1本だけに絞ったのか。

村長 事業設計は村に委ねられています。インパクトある施策として商品券にしました。